

令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等運営指導 実施状況

1 サービス別の実施状況

区分	事業所数			計画数 d	実施数 e	実施率 (計画比) e/d	実施率 (対象比) e/c	
	現存 a	休止 b	対象 c=a-b					
介護給付	居宅介護	54	1	53	6	1	17%	2%
	重度訪問介護	50	1	49	4	1	25%	2%
	同行援護	14	1	13	6	1	17%	8%
	行動援護	7		7	2	1	50%	14%
	療養介護	1		1	1	0	0%	0%
	生活介護	38		38	10	3	30%	8%
	短期入所	21		21	8	2	25%	10%
	重度障害者等包括支援	0		0	-	0	-	-
	施設入所支援	6		6	2	0	0%	0%
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	1		1	0	0	-	0%
	自立訓練（生活訓練）	8		8	1	1	100%	13%
	就労移行支援	20	3	17	7	6	86%	35%
	就労継続支援A型	14		14	2	8	400%	57%
	就労継続支援B型	64		64	17	22	129%	34%
	就労定着支援	13	1	12	6	6	100%	50%
	自立生活援助	4		4	1	0	0%	0%
	共同生活援助	32		32	8	17	213%	53%
相談支援	地域移行支援	17	1	16	5	0	0%	0%
	地域定着支援	17	1	16	5	0	0%	0%
	計画相談支援	36	4	32	5	0	0%	0%
	障害児相談支援	24	2	22	4	0	0%	0%
障害児通所支援	児童発達支援センター	2		2	1	0	0%	0%
	児童発達支援	31		31	21	9	43%	29%
	医療型児童発達支援	0		0	-	0	-	-
	放課後等デイサービス	57		57	34	12	35%	21%
	居宅訪問型児童発達支援	1		1	0	0	-	0%
	保育所等訪問支援	7		7	4	0	0%	0%
計	539	15	524	160	90	56%	17%	

2 運営指導における文書指導の状況

事業区分	対象事業所数	実施数	文書指導した事業所数	件数
(1) 障害福祉サービス	340	69	52	168
ア 介護給付	188	9	7	9
イ 訓練等給付	152	60	45	159
(2) 相談支援	86	0	0	0
(3) 障害児通所支援	98	21	9	29
計	524	90	61	197

(1) 障害福祉サービス

ア 介護給付

項目	主な指導事項
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催とその結果の従業者への周知徹底。</li> <li>・計画を作成する際には、利用者等への説明、文書による同意及び計画の交付をサービス提供開始前に行い、計画に基づいてサービスの提供が行われていることを明確にする。</li> <li>・サービスを提供した際は、必要な事項を提供の都度記録し、利用者等からサービスを提供したことの確認を受ける。</li> <li>・やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用者の方の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録徹底。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画未作成減算の適用</li> <li>・身体拘束廃止未実施減算の適用</li> <li>・特定事業所加算の過誤調整</li> </ul>

イ 訓練等給付

項目	主な指導事項
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催とその結果の従業員への周知徹底。従業者に対する研修並びに訓練の定期的実施。指針整備。</li> <li>・身体拘束等適正化のための委員会開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する身体拘束等適正化研修の定期的実施。指針整備。</li> <li>・業務継続計画の策定及び従業者への周知徹底。従業者に対する必要な研修・訓練の定期的実施。</li> <li>・計画を作成する際には、利用者等への説明、文書による同意及び計画の交付をサービス提供開始前に行い、計画に基づいてサービスの提供が行われていることを明確にする。</li> <li>・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の記録及び従業者への周知徹底。従業者に対する虐待防止のための研修の実施。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画未作成減算の適用</li> <li>・身体拘束廃止未実施減算の適用</li> <li>・業務継続計画未策定減算の適用</li> <li>・夜間支援等体制加算の過誤調整</li> <li>・欠席時対応加算の過誤調整</li> </ul>

(2) 相談支援

- ・ 文書指導 なし

(3) 障害児通所支援

項目	主な指導事項
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を作成する際には、利用者等への説明、文書による同意及び計画の交付をサービス提供開始前に行い、計画に基づいてサービスの提供が行われていることを明確にする。</li> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催とその結果の従業員への周知徹底。従業者に対する研修並びに訓練の定期的実施。指針整備。</li> <li>・身体拘束等適正化のための委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。指針整備。</li> <li>・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画未作成減算の適用</li> <li>・専門的支援実施加算の過誤調整</li> <li>・児童指導員等加配加算の過誤調整</li> <li>・看護職員加配加算の過誤調整</li> </ul>

令和7年度 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）運営指導 実施状況

1 医療機関別の実施状況

区分		事業所数	実施予定	実施数	実施率
		a	b	c	c/a
育成医療・ 更生医療	病院・診療所	38	0	0	0%
	薬局	181	0	0	0%
	指定訪問介護事業者等	13	0	0	0%
計		232	0	0	0%

2 自己点検の促進

- (1) 平成29年度から当面の間、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、自己点検表を用いた自己点検（指定期間（6年間）中、毎年度1回）の実施と指定更新時の提出を依頼。
- (2) 自己点検表の内容を確認後、必要が認められる場合は、運営指導を行う。